

令和4年度1月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

福祉部 介護福祉課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和4年12月31日まで
監査実施期間 令和5年1月10日から令和5年1月27日まで

7 本監査の期日

令和5年1月27日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<指摘事項>

高齢者生きがい活動補助金及び市シルバー人材センター運営費補助金において、事業完了を待たずに補助金が交付されていた。事業完了前に補助金の交付を行う場合には、当該理由を明確にし、適正に決裁を受けることが必要である。

<課題点等>

契約関係書類について、記入誤りや、提出の確認ができないもの等が見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

文書管理表において記入漏れがあった。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外は概ね適正に執行及び事務処理がなされている。

介護福祉課において管理する予算の多くは負担金・補助金であり、その事務処理の煩雑さも支出の状況から伺えるところである。

上記のような課題点も見受けられたため、今後はより一層の注意を払うと共に、適正な運営に努められたい。